

## 鶴字鶴紋禁令が元禄期の社会に与えた影響について

On an influence that the avoidance of using a name and a family crest related to Princess Tsuru had on society of the Genroku era

上安 祥子\*

### はじめに

西暦で言えば 1688 年、元号が貞享から元禄に変わる年の 1 月末、「鶴」という字や、鶴の丸紋を使用することを禁ずる触が出された。当代將軍徳川綱吉の長女、鶴姫の「鶴」の避諱である。避諱とは、基本的に対象となる「字」をつかわないことだが、「紋」の使用も規制する趣旨だった。考証の先鞭をつけたのは、山東京伝、やや遅れて柳亭種彦・喜多村信節らの著作であり、それらは避諱の当時から 1 世紀以上を経て成立した。

京伝らの成果を再発見し、再検討するきっかけは、1930 年、とある笠付を頼原退蔵氏が『やなぎ櫛研究』で紹介されたことであった。笠付は、避諱の触が出された、まさにそのころに登場した新しい雑俳の一様式である。

なりませぬ 鶴とあふひと天下一

(西鶴が一時西鵬と改号したのはこの禁令によるとの説があるが(中略)禁令は一体いつ発布されいつ迄ぐらゐ行はれたのであらうか<sup>1)</sup>。)

これをうけて、飯島保作(花月)が同誌に、避諱が行われた事実はあるだ

\* 立命館大学文学部授業担当講師

ろうとしつつも、禁令の存在については未確認だとした<sup>2)</sup>。すると、福田健男氏が、「鶴の禁令」と題して、信節の著作から禁令が元禄3年の2月あるいは3月に発令されたとする記述を挙げ、禁令の存在を指摘した<sup>3)</sup>。ただし、福田氏は貞享5年に最初の発令があったことは把握されておらず、同年に井原西鶴が西鶴と名乗った例をどのように理解するかについては、疑問とした。

これら一連の論及をふまえたうえで、京伝らが書き遺したものを考証し、避諱を命ずる史料のほりおこしもおこなったのが眞山青果である。同じ1930年に、「鶴字法度<sup>4)</sup>」なる一文を発表し、貞享5年の発令にも言及したが、史料そのものは挙げていなかった。その後、禁令の内容を記載した史料にたどりついたようだが、太平洋戦争開始のころのことで<sup>5)</sup>、1948年に世を去った青果が、考証を深めて発表することはなかった。それに関するメモが『眞山青果全集』に追記として収録・刊行されたのは1976年である。そして、史料を博搜して木村三四吾氏が『「聞くまゝの記」・元禄鶴法度のことなど<sup>6)</sup>』を1964年に発表(最終の補遺は1970年)して以降、鶴避諱を本題に据えた論考はないようである。

本稿は、木村氏にいたってもなお、必ずしも明確ではなかった鶴避諱の発令時期と内容について、避諱を伝える史料を再検討して論じたうえで、白粉を商う鶴屋、書肆の鶴屋、そして西鶴をとりあげて避諱の様態を明らかにする。

なお、鶴避諱を命じた触は、「鶴の禁令」「鶴字法度」「元禄鶴法度」など、さまざまに表現されてきたが、本稿では新たに「鶴字鶴紋禁令」を用いる。この鶴避諱は、家名や人名に鶴を使用することだけでなく、鶴の紋がついた衣類の着用も禁制の対象としており、「字」に限定するかのような表現は適切ではない。また、たとえば武家諸法度などと同等の意味での、法として「鶴法度」なるものが制定されたわけではないので、「法度」を用いることもふさわしくない。史料のなかには「法度」という表現をつかって書かれたも

のもあるが<sup>7)</sup>、それらは広い意味での「法度」、禁じられている、という文脈で用いられているにすぎない。

## I. 鶴字鶴紋禁令の“付度”

禁令はいつ、どのような内容で人びとに知らされたのか。

一見同様にみえる毎年のお触れにも、改めて触れ直さねばならぬほどの変化が含まれていたかとも考えてみねばならぬ<sup>8)</sup>。

木村三四吾氏は、禁令が3年続けて出されたものとし、内容の違いは追究されなかったようだ。しかし、発令が確認できるのは1688（貞享5）年と1690（元禄3）年の2回であり、内容も、一見同様にみえるどころか、一見してわかる違いがある。以下、発令の日時を伝えている史料をとりあげ、時期で分けて検討し、その2点を明らかにする。

[貞享5年1月29日]（貞享5年9月30日に元禄へ改元）

### ①辰正月廿九日

一、鶴屋と申家名、付申間敷、鶴之丸之紋付候衣類、着し申間敷、鶴と申名、人々申付間敷旨御触有之<sup>9)</sup>、

### ②辰正月廿九日

一、鶴屋与申家名付間敷、鶴丸之紋付候衣類着申間敷、鶴与申名、人々申付間敷旨、御触有之<sup>10)</sup>、

①と②は、ほぼ同文である。現在のところ、これを遡る日付で鶴の避諱を命ずる触などは確認されていない。「家名」、つまりは家号（＝屋号<sup>11)</sup>）、そして人名に鶴を用いること、さらに鶴の丸紋があしらわれた衣類を着用する

こと、を禁じている。「～旨御触これあり」という、触を引用もしくは要約した体裁で、鶴の紋も、細かく丸紋に限定したことを伝えており、触の原文にかなり近いと思われる。

[貞享5年2月1日]

- ③けふ市井にて、鶴屋といふ家名を停禁せしめられ、はた其他の雑具にも、鶴の紋ほどこすべからずと令せらる<sup>12)</sup>、
- ④貞享五年二月朔日、町中鶴屋ト云家名ヲ禁シ、雑具ニ鶴ノ紋付ル事禁スル公儀触アリ（後略）<sup>13)</sup>、

紋が付いた衣類の着用禁止と（①②）、「雑具」に紋を付けることの禁止は（③④）、同じとは言えない。後述するように、鶴字鶴紋禁令は1690（元禄3）年に内容を厳しくして再令（以下、三年令、とする）されており、その内容が③と④に混入していると思われる。なぜなら、③も④も触が出された当時ではなく、後の時代の編纂物であるからだ<sup>14)</sup>。紋についても、①・②とは異なり、鶴の紋全体の使用を禁じているのは、そのためである。ただし、「雑具」という③と④に共通の表現は、三年令ではつかわれていない。おそらくは、③の編纂時に用いられた言葉である。④を編纂するにあたって調査・蒐集した史料のひとつに③があり、用語を引き継いだという可能性が高い。

①・②と③・④との日付のずれは、1月29日に発令されたものが、2月1日に江戸の「市井」「町中」に周知されたと考えられる。

[貞享5年2月晦日]

- ⑤一、晦日、晴、松梅院ハ能濃を以申来ル、家名・人之名何に付ても鶴と云字ヲ用捨可仕候由御公儀ハ申来也、併急度御法度と申にてハ無之候と也<sup>15)</sup>、

[貞享5年3月8日]

- ⑥一、同日（八日）、屋敷十楚又四郎殿呼ニ被参候、被申渡候、鶴ト申字付候事、停止、惣而、家名・人之名ニ有之候、是迄付候儀、付替可申候、向後、鶴ノ字付申事、堅停止之間、領分へ急度可申付由、被申渡者也、五師役者衆へ申入、則、十楚又四郎殿へ御返事申者也、
- 一、同日（八日）、御奉行所々町中へ、右之御触在之者也、
- 一、十日、（前略）鶴之字付申儀停止之旨、被仰付者也、
- 一、十一日、（前略）鶴ノ字付申儀、紋ニ茂付申儀、御法度之旨、寺中不殘院家中へ茂番之承仕相触申者也<sup>16)</sup>、

⑤は北野天満宮の宮仕衆中が遺した記録、⑥は興福寺一乗院の寺務日記である。①～④よりひと月ほど遅れているが、禁令が江戸から京や奈良へ伝達、周知されていくには、このぐらいの日数がかかったようだ。

①～④では紋の使用も規制の対象だが、⑤では「字」に限定して使用を禁じている。ここでの「用捨」は、用いないこと・やめること、である<sup>17)</sup>。⑥の場合、8日の時点では家名と人名のみが対象だが、11日には紋に使用することも禁じる旨が付け加えられている。ただ、藤原氏の氏寺である興福寺は牡丹紋、一乗院も当初の門跡が近衛家で牡丹紋（のちには皇族）、いずれも鶴紋ではない。北野天満宮の社紋は梅鉢である。⑤が紋についてはふれることがなく、⑥は鶴の「丸紋」ではなく、「紋」と書いて情報が曖昧になっているのは、紋に関しては当事者ではなかったためかもしれない。

⑤と⑥を見いだした木村氏もふくめ、これまで指摘がなかったようだが、なにより注視すべきは、両者は禁令の受け止め方が全く違う、という点である。⑤は禁令は厳守せねばならないことではない、という解釈である。それに対して、⑥は鶴の字を使うことは厳禁、しかも、すでに使用している場合は字を変更せよ、である。神社と寺院、あるいは京と奈良、という違いがあ

るにしても、内容を変えて通達する必然性があるとは思えない。すくなくとも、禁令の原文に近いと思われる①・②に、⑤と⑥のどちらかの解釈を惹起するような表現はない。触が伝達されるどの段階で、誰の判断や見解が作用したかはわからないが、鶴字鶴紋禁令への対応は、実態としては、現場の判断に任された、ということなのではないか。

鶴字鶴紋禁令に抵触して処罰された事例は知られていない。史料が遺っていないことと、処罰例がないこととはイコールではないが、規制はさほど厳しくなかったと思われる。たとえば、元禄3年3月上旬の刊記をもつ『増補江戸惣鹿子名所大全』に、複数の「鶴屋」が記載されている。おそれるほどの処罰がありえたなら、板元を明記して板行したのはおかしい。

厳守しなくてもいいという、⑤のような解釈が通用したのであれば、厳命として受けとめた⑥は、幕府-将軍の意向を付度した結果と言えよう。そうした付度をうむ要因のひとつに、「天下一」の禁令があると考えられる。さきにあげた笠付に「天下一」「葵」「鶴」が「なりませぬ」と詠まれていたが、鶴字鶴紋禁令より前の1682(天和2)年に、次のような禁令が出されていた<sup>18)</sup>。

### 覚

一、町中にて諸事に、天下一之字書付彫付鑄付候義、自今以後、御法度ニ候間、向後何によらず、天下一之字付申間敷候、勿論只今迄有来候鑑判鑄形板木書付等迄、早々削取可申候、若違背仕もの有之におゐてハ、急度曲事可申付者也<sup>19)</sup>、

「天下一」という文字は、書くのも彫るのも鑄造するのも禁止、すでにあるものは削り取れ、とある。ただし、天下一についても、厳しい取り締まりがあったとする史料は見当たらないようである。

[貞享5年3月]

- ⑦(本重町の項目)此町(中略)鶴重町ト云。元禄元年戊辰三月(中略)鶴姫君ノ名ヲ避テ元重町ト改(後略)<sup>20)</sup>、  
元禄元年三月、高貴の姫君の御名には、かりて本重町と改めしを、天保五年九月より旧名に復して鶴重町と呼べり<sup>21)</sup>、

鶴字鶴紋禁令はそもそも人名・屋号を対象としていたのであるから、町名変更は拡大解釈であろう。これまた付度と言うべきか。

[元禄3年2月1日]

- ⑧北条安房守より(三月中の奉行甲斐住飛驒守より)達に、町人家名紋所都て鶴を付け、或は鶴を唱へ候儀不相成、市村座角切舞鶴を丸に橋と改め、中村も鶴を角切に銀杏と改む、五代將軍長女鶴姫の名を憚りて也、貞享二年紀州へ入興、宝永元年四月十二日死、廿八、井原西鶴も西鵬と改め、鶴川辰之助も水木、鶴屋喜右衛門も堺屋と改む<sup>22)</sup>、

⑨覚

町人之家名鶴屋と申儀、向後無用可仕候、其外諸道具等にも鶴の紋付候事、是又無用たるへき事、

以上

午二月朔日<sup>23)</sup>

- ⑩鶴の丸の紋処の事(中略)鶴姫君様御名を憚り可申御触に付、町人家名、鶴屋と申儀、向後無用可仕候、其外、諸道具等にも鶴の紋付候事可為無用事、元禄三庚午年二月朔日、此時目印なども皆替て、白粉の看板に鶴を付しを鷺にかへ、井原西鶴は西鵬と改名す、其外さまざま、此姫君は延宝五年四月御誕生なれ共、一位様御養女とならせられ、紀州御簾中に備はらせ給ふ、是によりて右御触も遅かりし也<sup>24)</sup>、

⑧の「達」を元禄2年として木村三四吾氏が引用されているが、出典の『歌舞伎年表』では、元禄3年である。これを2年だと断定できる史料や、ほかに2年に禁令が出たことを伝える史料も確認できない。また、木村氏が明確な根拠があって2年と修正されたのかどうか判然としないので3年としておく。ただ、『歌舞伎年表』自体、個々の記事ごとに出典が明示されているわけではなく、この記事の典拠も不明である。

鶴の避諱を命ずるこの「達」の内容は、「町人家名」から「不相成」まで、「市村座」以降は編者の伊原敏郎氏による解説・解釈である。家名や紋に鶴を用いることが禁じられ、それをうけて避諱を実行した例が紹介されている。そのなかで、鶴屋喜右衛門（以下、鶴喜）が堺屋に改号したという記述は関心をひくが、情報の取り違えがあると思われる。京の鶴喜には鶴を使わない名乗り方があり、新たな屋号を用意する必要があったとは考えづらいのである。それを、以下、鶴喜がかかわった書物の書誌情報で確認してみよう（文末表1）。

なお、草紙屋だった鶴喜は、浄瑠璃本を多くあつかった。浄瑠璃本は刊行年月日不明のものも少なくない<sup>25)</sup>。文末表ではその場合、初演年月を参考とした。ただし、刊記の形式や板元の所在地などから推測される刊行時期と、初演年月から推測される刊行時期が、必ずしも一致しないと考えられるものもある。今後、さらなる精査が必要である。

屋号の形成は、たとえば元禄前後の大坂の道修町では、「名前のみ→職業名→屋号」が典型的だという<sup>26)</sup>。京の鶴喜の場合、浄瑠璃屋もしくは草紙屋を経由し、禁令以前の万治年間には「鶴屋」を名乗っているが、「正本屋」も使用していた（1～10）。寛文年間になると、刊記に「鶴屋」と記す例が多くなり、題簽で「正本屋」、刊記で「鶴屋」と、別々に名乗るものもある（18、27）。

そして、鶴字鶴紋禁令に実効があった期間を、発令の貞享5年1月から鶴姫死去の宝永元年4月とすると、その間、「正本屋喜右衛門」を名乗ってい

る(43～54)。

つまり、京の鶴喜の場合、「鶴屋」のほかに「正本屋」という名乗り方と、その名での実績があり、避諱の期間に、その他の屋号が必要だったとは思えないのである。正本以外の書物を「堺屋」はもちろん、別号で板行した様子もない。「堺屋」への改号というのは、間違いであろう。

鶴姫の死後、「鶴屋」の表記が復活してゆくが、注目すべきは、「鶴屋」と「正本屋」とを同時に名乗る、その方法である。まずは、所在地に続けて「正本屋」と「鶴屋」を割書で記し、その下に喜右衛門版といったように記す並列形式(55～58)があらわれ、その後、「正本屋」と記した次行に、所在地に続けて鶴屋喜右衛門板というように記す別行形式(66、70、71)が見られるようになる<sup>27)</sup>。また、題簽と刊記で「鶴屋」と「正本屋」を別々に名乗る形式もふたたび登場するが、禁令以前の寛文年間とは逆に、題簽に「鶴屋」、刊記に「正本屋」という例が見られる(76、77、79)。鶴避諱を「正本屋」で乗り切った結果、「鶴屋」を使えるようになっても、正本屋として周知されていたことに鑑み、「正本屋」と「鶴屋」の併用の方法を模索した時期があったようだ。

題簽に使用された紋についても、避諱の期間に興味深い変化が見られる。延宝年間は、ずっと首をのぼして翼を広げた、鶴の丸紋である(32、34～37、図1)。⑧にあるように、歌舞伎の市村座は鶴から橘へ、中村座は銀杏に、それぞれ座紋を変えた。銀杏は鶴が羽をひろげた様子を見立てとも考えられる。前者のようにまったく異なるものにするのか、後者のように、鶴のイメージを引き継ぐのか。鶴喜を選んだのは後者である(47、48<sup>28)</sup>、図2)。

鶴と同じように翼で輪を描いているが、下方で首を曲げた鳥である。よく見れば、コサギ(いわゆる白鷺)の頭に夏にあらわれる冠羽のようなものがあり、どうやら鷺であるらしい。なかなかわかりづらいように思うが、そのわかりづらさがねらいではなからうか。喜右衛門がそもそも鶴屋だと知っていれば鶴を連想させ、冠羽で鷺だと気付かせ、鶴の避諱を意識させる。禁令



左：図1 〔鶴屋喜右衛門の鶴紋(表1-35)〕

『松浦五郎景近』の題簽(部分)(大阪大学附属図書館所蔵、赤木文庫)  
クリエイティブ・コモンズ表示-継承4.0 国際ライセンス(CC BY-SA)

右：図2 〔鶴屋喜右衛門の似せ鶴紋(表1-48)〕

『むさし鑑』の題簽(部分)(東京都立中央図書館特別文庫室所蔵、加賀文庫)

にしたがいつつ、「鶴」屋としての意気をにじませた、鶴に似せた鷺紋、という意味で、「似せ鶴紋」と呼んでおきたい。

なお、避諱とは直接関係しないが、「喜右衛門尉」という名乗りもある(1、3、18、25、29、31、37、39)。図3がその一例である。目録や解題、該当部分を引用した論文などにおいて、原文の誤記扱いで「喜右衛門<sup>ママ</sup>」としたり、「尉」が見落とされるのか「喜右衛門」としていたり、管見のかぎり、正しく「喜右衛門尉」と翻刻した例を目にしたことがない。言い方を変えれば従来、この「尉」が意味するものは見過ごされてきたのである。



図3 〔鶴屋喜右衛門尉(表1-31)〕

『滝山玄蕃けしやう物語』刊記(部分)(東京大学総合図書館所蔵、霞亭文庫)

※電子版霞亭文庫より転載

浄瑠璃の太夫や鍛冶、菓子屋など、芸能・職能によって「掾（大掾）」や「目（大目）」に任じられた人びとは少なくない。たとえば京都の書肆、出雲寺（林氏）は、「和泉掾」である。

一、口宣無之 和泉  
 是者、三条通榭屋町書物屋出雲守<sup>(幸)</sup>和泉、父、明暦三年正月十一日頂戴仕候由、焼失候得共、只今ニ受領名ヲ名乗申候由<sup>29)</sup>、

三条通高倉東<sub>江</sub>入町 出雲寺文次郎事、  
 一、書物商売 和泉掾、  
 右延享四卯年十二月口宣頂戴<sup>30)</sup>、

こうして「和泉掾」を授けられた出雲寺（林氏）が板行した書物の刊記には、「林和泉掾」「出雲寺和泉掾」と書かれるようになるのだが、そもそもかかる名誉称号が欲しいのは、古代律令制の官職への、一種の憧憬によるものだ。だとすれば、鶴喜がわざわざ「喜右衛門尉」を名乗るのは、「右衛門尉」が官位相当的には国司の三等官である「掾」よりも上であることを、故実として識っていたからであって、「和泉掾」をありがたがっている出雲寺を、一段低く見る意識があつてのことではないだろうか。

じっさい、この出雲寺は、名の通った書肆である反面、ひややかな目で見られていた節がある。京都では「十哲」と呼ばれる書林があると『元禄太平記』は伝え、しかもその十哲の一番最初にこの出雲寺をあげている。だが、じつはこの記事には続きがある。『元禄太平記』の書き手、都の錦は、書物をあつかっているながら書林は「文盲」だと手厳しく批評し、京都で学者と言える書物屋はかろうじて数人だと言うのだが、そのなかに出雲寺は入っていない<sup>31)</sup>。ここでの出雲寺に対する低評価を踏まえると、鶴喜が和泉掾より上と言わんばかりに「喜右衛門尉」を名乗るのは、一層興味深いのではないだ

ろうか。物の本を扱う書肆に対して、草紙類を扱う書肆が下層にあったとされる京都の出版業界<sup>32)</sup>のありようからすれば、「喜右衛門尉」とは上質な皮肉であり、鶴喜の矜持を示していると言えよう。

このような事情があるとすれば、刊記に「喜右衛門尉」とある場合、京の鶴喜とみなしていいのではないか。本稿ではたとえば『さんせう太夫物語』(表1の29)の板元を、京の鶴喜としたが、所蔵元である赤木文庫の目録や、翻刻が収載されている『説経正本集』(第一)の解題では江戸版とされている。だが、当該本の行数14が、通常言われている京都版の10～12もしくは13、江戸版の15～16のいずれでもなく、その他の要素をみても、江戸版とは言い切れない点があいくつもあことは、詳細な指摘もある<sup>33)</sup>。

江戸の鶴喜のほうは、元禄・宝永年間に「本問屋喜右衛門」という表記が見られる(文末表2ク～シ)。1707(宝永4)年の『追加太平記』(コ)の題籤は、外題下に書かれた書肆情報の部分が破損し、「三町目」と紋の左上部分が遺るだけだが、刊記が「本問屋喜右衛門」であることから、「伝馬町／●(紋)／三町目」と推測される。つまり江戸の鶴喜である。輪を描く羽の内側にほんのわずか見える痕跡が鳥の頭部か嘴の輪郭線だとすれば、首が紋の下部に位置する「似せ鶴紋」(図2)よりは、首をのばした延宝のころの京の鶴喜の鶴紋(図1)のような図柄の可能性が高い。あるいはその後鶴喜が板行した黒本・青本や黄表紙に見られるような鶴紋(たとえば図4)がすでに使われていたのかもしれない。



図4 【鶴屋喜右衛門の鶴紋(黒本)】  
『貞女恋目双六』上巻の題籤(部分)  
(国立国会図書館所蔵)  
※国立国会図書館デジタルコレクションより転載

鶴姫の死去が1704（宝永元）年、そして避諱を命じた綱吉の死去が1709（宝永6）年、その間が数年しかなかったことも一因か、規制する期間もしくは解除する時期を通知した鳴物停止などとは違って、避諱を解除する、という触は出ていない。いつまで続行するかは、それぞれの判断に任されることになったようだ。宝永4年の『追加太平記』（コ）の紋が鶴紋だとすれば、鶴姫の死去をうけて、江戸の鶴喜は紋の使用から避諱を中止しようとしたのであろう。そのころ、京の鶴喜も「鶴屋」を久しぶりに名乗りはじめている（表1の58）。

ただ、管見の限り、鶴喜のこの形式の題簽は他の書物には見当たらない。古鞆文庫に同じ作品の同じ題簽の書があったというが<sup>34)</sup>、戦災で焼失し、紋の図柄の情報は伝わっていない。避諱の後、江戸の鶴喜がふたたび鶴屋を明記することが確認できるのは正徳年間ごろ（ス・セ）であるので、本格的に避諱を中止したのは、綱吉の死後のようだ。

⑨は、「覚」という様式からして、禁令を伝える使者が内容を書き留めたといった、触の原文に近いものと思われる。「諸道具」という表現が③・④の「雑具」に似ているが、先述のとおり、⑨のような史料を参照して③や④が記述されたものと考えられる。

⑩は、喜多村信節の『嬉遊笑覧』である。多数ある伝本の関係については、高野すが子氏の論考<sup>35)</sup>がある。⑩として挙げた一節を含む部分の比較検討の結果も、氏が示した諸本の系統図にはほぼ合致し、内容から2つのグループに分けることができた<sup>36)</sup>。そのうち、情報量が多いほうに、もう一方の情報すべて含まれている。そのため、情報量が多いグループのなかで、信節の自筆本を底本とした『岩波文庫』のテキストを挙げた。

⑩において、触の内容として書き留められたものは、⑨とほとんど同じである。やはり、⑨は触の原文に近いものと思われる。なお、白粉の看板については、次章で検討する。

[元禄3年3月1日]

- ⑪両座（中村座と市村座－引用者）共に鶴の紋なり、貞享まで然りしに、元禄ごろ鶴姫君様御名を憚りて改めたるなり、此時の御触日記をくりて、重ねてしるすべし、〔頭書〕御触町人之家名、鶴屋と申儀、向後無用可仕候、其外諸道具等にも、鶴の紋付候事無用たるべき事、元禄三庚午年三月朔日、鶴姫様御名をはゞかりて也、右に付市村座も鶴丸を丸に橘に改、因に云、鶴川辰之助、水木と改む、初めは露川といへりとぞ、松寿軒西鶴、西鵬と改、鶴屋喜右衛門家名削りし本、今に、まゝ丸て又鷺屋などと改めしも多かり<sup>37)</sup>、
- ⑫町人之家名に鶴屋と申儀、向後無用可仕候、其商売等にも鶴之紋付候事、是又無用たるべき事、  
午三月朔日<sup>38)</sup>

⑪の『画証録』も、著者は喜多村信節である。内容は⑨の『嬉遊笑覧』とよく似ているが、序文の年記は『画証録』のほうが10年ほど後で、情報が新しい部分もある。また、『画証録』にもいくつかの稿があるが、鶴字鶴紋禁令の日付をあげている⑪の底本が、なかでも新しいと考えられる<sup>39)</sup>。

⑪においてなにより注視すべきは、「御触日記」なるものを参照して、鶴字鶴紋禁令の本文らしきものを頭書のかたちで記し、元禄3年3月1日という日付を示していることである。信節は江戸町年寄喜多村家の次男である。町年寄は「触」を町名主に伝える役割を担ったのであるから、原文あるいは原文に近い史料を遺していた可能性が高い。⑪が示す「触」の内容は⑫によく似ているが、⑫の「商売等にも鶴之紋付」は、文章としてやや不自然であり、⑪のほうがより原文に近いだろう。鶴字鶴紋禁令、三年令、それぞれの再現率が高いと思われる①と⑪から抜き出して並べてみると、次のようになる。

①鶴屋と申家名、付申間敷、鶴之丸之紋付候衣類、着し申間敷、鶴と申名、人々申付間敷

①町人之家名、鶴屋と申儀、向後無用可仕候、其外諸道具等にも、鶴の紋付候事無用たるべき事、

①では、紋をつけた衣類の着用を禁じていたが、①では、衣類だけではなく、あらゆるものに鶴紋を使うことを禁じるように対象が拡大され、紋そのものについても、鶴の丸紋ではなく、鶴の紋全体が使用禁止である。一見してわかる違いである。あらためて三年令を出す必要があったわけである。

「鶴屋喜右衛門家名削りし本」は、鶴もしくは鶴屋を削除した跡がある、「屋喜右衛門」「喜右衛門」の刊記をもつ書物のことであろう。避諱には、対象の字をつかわず空白にする、最後の一画を書かない、似た意味の他の字に替える、といった方法がある。削って空白にするのは正しい作法である。あるいは「天下一」の禁制の、「削取可申候」に倣ったとも言える。

該当する書としては、『はなし大全』と『おぐり物語』、『獣太平記』がある（表2のオ～キ）。信節が何を見たかは明らかではないが、信節と同時代人で、同じく江戸の住人であった柳亭種彦<sup>40)</sup>が『はなし大全』を所蔵しており<sup>41)</sup>、江戸の鶴喜の避諱についても分析をしていた。それが、やはり同時代人の香川藩家老、木村黙老の『続聞くまゝの記』を通じてわかることを木村三四吾氏が指摘されたほか、『はなし大全』の刊本の解題でも次のように紹介されている。

『続聞くまゝの記』によると（中略）種彦は、柳亭蔵書『はなし大全 三冊』の奥書で、「貞享四年に八家号まで改むべき御触ハなかりしゆゑ鶴屋と彫しが、是ハ再度の御触の後に摺りしゆゑに、鶴といふ字を闕きたるなり」と、元禄二、三年以降の後印本であることを記している（中

略)。大東急記念文庫本は種彦旧蔵本とも考えられるが、たまたま巻下の後表紙裏は後補され、この奥書は見当たらない<sup>42)</sup>。

また、黙老の『聞くまゝの記』には、禁令の発令時期を「貞享二年の後(中略)三四年の程」あるいは「貞享三四年の頃」とし、元禄二年もしくは三年ごろに鶴をあしらった「諸道具」も規制の対象とする、内容を厳しく改めた再令があったとし、その触に関する史料も入手していたことが記されている<sup>43)</sup>。最初の禁令の発令時期についての記述はやや曖昧だが、三年令については、種彦の手元にあったものが㊶と同種であったことがわかる。

江戸の鶴喜が板元となった書物のなかで、『はなし大全』と刊記の年月が非常に近いものに、『本朝美人鑑』(エ)がある。第一巻の序文の最後に「貞享丁卯四年二月吉日／江戸大伝馬町三丁目／鶴屋喜右衛門板／西村利右衛門板」とある。国立国会図書館、刈谷市立中央図書館、東京大、京都大、東洋大、奈良女子大、の各所蔵本のうち、序文がない京大本以外、すべて同じである。鶴の字は削られていない。合本にしたり、原題簽が失われていたり、初版そのままの状態のものはないが、国会本と東大本が初刷であるという<sup>44)</sup>。そうであるならば貞享4年2月の段階で、江戸の鶴喜は鶴避諱をしていないのである。

かりに禁令が貞享4年正月以前に出ていたのなら、避諱の意図で鶴を削って『はなし大全』を刊行したことは説明できても、1ヵ月後の『本朝美人鑑』において鶴の字を用い、鶴屋を名乗ったことを合理的に解釈し難い。鶴字鶴紋禁令は貞享5年1月末に発令、『はなし大全』はそれ以降、刊記は貞享4年のまま、鶴を削って刊行されたと考えるべきである。

京の鶴喜の出店ということもあってか、江戸の鶴喜は、職業名を経ずに、確認されている限りでは最初の出版から屋号の鶴屋を使って活動したらしい(ア)。鶴字鶴紋禁令への対応として、京の鶴喜の「正本屋」のような、実績をともなった、他に名乗るべき屋号がなかったと思われる。そこで、まず

は「鶴」の字を削る、という方法をとったのであろう。京か江戸かの判断が難しい「おぐり物語」(カ)も、その一例として、江戸の鶴喜とみなすことができるだろう。

「本問屋」を名乗ったのはその後であると思われ、元禄と宝永年間に使用例が見られる(ク～シ)。先にもあげた『増補江戸惣鹿子名所大全』の巻六では、「浄瑠璃本屋」の項目に、「通油町 鶴屋喜右衛門」と記載されているが、江戸の鶴喜が「浄瑠璃本屋」を名乗った例はいまのところ見当たらない。所在地表記も「通油町」ではなく、「大伝馬三丁目」を用いている。これは、同じく通油町の浄瑠璃本屋として記載されていた山形屋が、本問屋を名乗っていたためかと思われる(文末表3)。名前はないが、Iの本問屋の商標が参cの山形屋のものと同じであることからすると、本問屋のC～H、J～Nも、山形屋の可能性が高い<sup>45)</sup>。そして、鶴屋が本問屋と名乗るようになるのと入れ違いのように、山形屋が本問屋を名乗る例が見当たらなくなる。

⑪の最後に、鶴屋が「丸て(や<sub>カ</sub>)又鷺屋」に改号した例が多いとしていたが、丸屋については別の機会に譲り、次章で鷺屋について述べることにする。

## Ⅱ. 鶴から鷺へ

鶴を避諱して鷺屋になったと⑪にあったのは、看板の図柄に用いていた鶴を鷺に変えた⑩にあった、白粉を扱う店のことである。まずは山東京伝が『骨董集』で白粉師の看板をとりあげ、その『骨董集』に考証をくわえたのが柳亭種彦の『骨董集ほりがひ』である。

元禄の比おしろいの看板に白鷺をゑがきたる事あり、左にあらハす図の如し、按にこれしろきものといふはんじ物なるべし、

白粉師看板図  
 元禄三年板  
 人倫訓蒙図彙  
 にみえたり<sup>46)</sup>

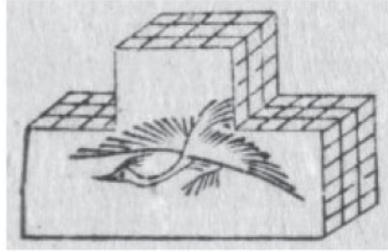


図5 〔白粉師看板図〕

山東京伝『骨董集』上編、挿し絵（部分）  
 （京都大学附属図書館所蔵、谷村文庫）

由之文伝授〔元禄十二／年印本〕寺町の朝景色、恋と無常の世の中ハ、外にまさりて色かざる、仏師、数珠屋、洛中第一鷺屋といへる白粉やあれば、云々、〔役者談合衝〕〔元禄十三年／役者評判記〕さぎやがおしろいよりも白しとあり、是等にて、鷺屋ハ家号にもよび、京都寺町なる事を知りぬ、再案に、〔京羽二重〕〔貞享／年印本〕に、寺町通り及び所々に、鶴屋といふ白粉屋ありて、鷺屋といふハミへず、是ハ元禄のはぢめゆゑありて家号を改めしなり、醒翁の考の如く、鷺ハ白きもの、はんじ物にて、しかも其形鶴に似たれば、かくハ改めしなるべし、（中略）〔三代男〕〔貞享三年印本〕（中略）白河橋を東へ去町をゆくとなれば、寺町にハあらざれど、当時白粉を売家ハおほく鶴屋といひしなるべし<sup>47)</sup>、

京伝が転載した『人倫訓蒙図彙』（以下、『図彙』）の白粉師の看板（図5）に描かれているのは、やや首を曲げて飛ぶ姿や、冠羽からして鷺である。『図彙』は三年令が出された数ヵ月後の刊行である。⑩で喜多村信節が書いたように、避諱によって看板の鶴が鷺に変わったのなら、「諸道具」にも鶴の紋をつかってはならないという三年令に即した避諱の結果を、『図彙』の看板の絵が示していることになる。

鷺と、その鷺の“前”があったことを、種彦が複数の文献を引証して述べ

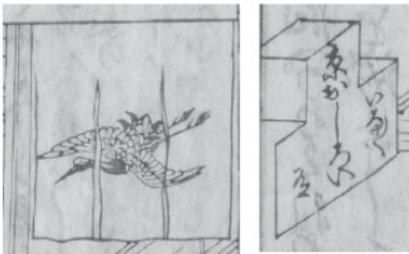
ている。『京羽二重』については後で検討することとして、その他の文献について確認しておこう。

「由之文伝授」は、由之軒政房の『好色文伝授』のことである<sup>48)</sup>。『国書総目録』など、東北大学附属図書館の狩野文庫本を元禄元年版と記載している場合があるが、当該本に刊記はない。刊年が確認できるのは、序文に「元禄十二己卯 洛陽由之軒」とある吉田幸一氏所蔵本であり<sup>49)</sup>、種彦の記述と合致する。この元禄12年といえは、似せ鶴紋を題簽に配した二書(47、48)の刊年と同じである。

白粉屋が鷺屋と名乗ったり、鷺の絵を商標として使っていたり、という実例と連動してこそ、『好色文伝授』も浮世草子というものであろう。また、書肆が書物を企画・出版・流通させるだけでなく、葉や小間物なども扱っていたことからすれば<sup>50)</sup>、新しい屋号の鷺屋、新しい商標の鷺を、作品中で宣伝するということは十分にあり得る。

「役者談合衝」の引用は短すぎて、何が鷺屋の白粉よりも白いかわからなくなっているが、男色について述べたくだりで、化粧をしていた(つまり白粉を塗っていた)、もしくは色白だったという何平叔の汗が、鷺屋の白粉より白い、という一節である<sup>51)</sup>。

「三代男」は『好色三代男』<sup>52)</sup>、刊行は1686(貞享3)年、鶴字鶴紋禁令より前である。挿し絵の白粉屋の店先に、鶴柄の暖簾がかかっている(図6)。しかし、『図彙』同様の凸型の看板には、鶴は見当たらない(図7)。看板には禁令の前は鶴が描かれていたというが(⑩)、構図上、暖簾の鶴との重複



左：図6 〔白粉屋の暖簾〕

右：図7 〔白粉屋の看板〕

ともに『好色三代男』巻二、挿し絵(部分)  
(国立国会図書館所蔵)

※国立国会図書館デジタルコレクションより転載

を避けて、鶴とは反対の面を描いたのだろうか。

白粉を扱う鶴屋と鷺屋についての記述を時系列に並べると次のようになる。

- 「鶴屋伊勢」：『京羽二重』 1685（貞享2）年  
「鶴」柄の暖簾：『好色三代男』 1686（貞享3）年  
\* 鶴字鶴紋禁令：1688（貞享5）年  
\* 三年令：1690（元禄3）年 [※元禄3年2月]  
「鷺」の看板：『人倫訓蒙図彙』 1690（元禄3）年 [※元禄3年7月]  
「鶴屋伊勢」：『万買物調方記』 1692（元禄5）年  
「鶴や伊勢」：『国花万葉記』 1697（元禄10）年  
「鷺屋」：『好色文伝授』 1699（元禄12）年  
「さぎや」：「役者談合衝」 1700（元禄13）年  
\* 鶴姫死去：1704（宝永元）年  
「鶴屋伊勢」：『京羽二重』 1705（宝永2）年  
「鷺屋伊勢」：『京羽二重大全』 1745（延享2）年

禁令発令後だが、『万買物調方記』や『国花万葉記』では、「鶴屋（や）」である。やはり禁令が、出版物の記載に修正をせまるほど、厳しいものではなかった、ということのようだ。「所求のために其所を知しめ、其物をもとめ安からしめん」（序文）とする『万買物調方記』などは、正確な情報を提供する書のはずだが、改号して鶴屋でなくなっているも、「鶴屋」で記載するほうが、当時の人びとにとっては現実感があったということでもあるだろうか。

鶴姫の死後、一年経たずに刊行された1705（宝永2）年の『京羽二重<sup>53)</sup>』（以下、「宝永版」とする）が「鶴屋」としているのは、早々に避諱をうちきったわけではなさそうだ。1685（貞享2）年の『京羽二重<sup>54)</sup>』（以下、「貞

享版」とする)と「宝永版」の「白粉所」の記述は、名前も所在地もほぼ一緒である。屋号や店舗そのものを継いでいくならば、変化がなくても不思議はないが、後者が前者の誤字を修正し、鶴の字を鷺に変えたぐらいであるのを見ると、最新のデータに更新したというより、校正である。実際には「鷺屋」だったと思われる。そうでなければ、『京羽二重大全<sup>55)</sup>』(以下、「延享版」とする)で「鷺屋」になっている説明がつかない。「宝永版」から40年以上経ち、避諱を命じた綱吉も1709(宝永6)年に死去している。「宝永版」刊行のころに「鶴屋」に戻っていたのであれば、ふたたび「鷺屋」を名乗るとは考えづらい。

ここで、「鶴屋伊勢」と「鷺屋伊勢」の関係を確認しておこう。「貞享版」と「宝永版」には、「鶴屋伊勢」をはじめとして、鶴屋が寺町に5軒ある。それが「延享版」では一軒もなく、同じ伊勢を名乗る「鷺屋伊勢」があらわれる。場所は鶴屋伊勢があった「寺町四条上ル」にほど近い、「綾小路富小路西<sub>江</sub>入」である。「伊勢」は、鶴屋が授けられていることが確認できるが<sup>56)</sup>、伊勢は上質な白粉の産地であり、伊勢を名乗ることは、白粉屋にとって、意義があることと思われる。

両者の関係を解く鍵は、鶴屋伊勢が店を構えていた「寺町四条上ル」、つまり大文字町の史料、『大文字町史』に登場する、「鶴屋市郎兵衛」と「鷺長鶴市」という記述にある。

まず「鷺長鶴市」だが、これは、1733(享保18)年に円福寺で行われた救米の名簿(以下、「円福寺名簿」とする)に書かれている<sup>57)</sup>。享保の飢饉の施行者のひとりということである。享保の飢饉は、救済者の名簿が後に、1735(享保20)年に『仁風一覧』として刊行されるが、小林丈広氏によれば、「寺町四条上ル町」の項目は、この「円福寺名簿」がその元データのひとつである<sup>58)</sup>。そして、記述は完全には一致しないものの、書き上げの順序から双方の対応関係を推定すると、「鷺長鶴市」は『仁風一覧』の「鶴屋市郎兵衛」にあたるという(ただし、小林論文では、誤って「市兵衛」となっている)。

『大文字町史』巻14の「精進日」をみると、人名が「象喜三」「堺八」といった具合に記されており、「鶴市」が「鶴屋市郎兵衛」を略したものと推測できる。また、『大文字町史』巻11の「連判状」を参照すると、「象牙屋」には、七兵衛、喜兵衛、吉兵衛、喜三郎など、「堺屋」には長兵衛、いよ、八郎兵衛、六兵衛などが確認でき、「象喜三」は象牙屋喜三郎、「堺八」は堺屋八郎兵衛のこととわかる。鶴市の名は確認できないが、鶴屋市郎兵衛ならば、鶴市だろう。

では、「鷺長」とはなんだろうか。「円福寺名簿」と『仁風一覽』との対応について、小林氏が、たとえば帯屋嘉兵衛と尾張屋嘉兵衛、堺屋長兵衛と年寄長兵衛が、それぞれ同一人物ではないか、とされているように、屋号が違う、屋号ではなく町役人の名称になっている、といったケースが複数ある<sup>59)</sup>。しかし、「鷺長鶴市」と「鶴屋市郎兵衛」の場合は、「鶴市」を略さずに書けば「鷺長鶴屋市郎兵衛」であるから、屋号の違いではないし、「鷺長」は町役人の名称でもなく、「鷺長」があまってしまう。

鶴屋が別のなにかを重ねて名乗っている。これは、前章でとりあげた「正本屋鶴屋喜右衛門」のように、鶴を避諱した時期の名乗りを重ねているのではないか。つまり、「鷺長鶴市」とは、屋号を鷺屋にかえた鶴屋伊勢こと、鶴屋市郎兵衛であろう。「鷺屋」ではなく「鷺長」であるのは、「鶴屋市郎兵衛」が「鶴市」となるのと同じく、鷺屋の「鷺」と、たとえば当主としては継承する名前が市郎兵衛だが、通称としてつかった字が長兵衛や長吉で「鷺長」となる、といったようなことが考えられる。ただし、屋号とともに当主の名も引き継いでいくのならば、同じ鶴屋市郎兵衛ではあっても、「鷺長鶴市」の鶴屋市郎兵衛と、『仁風一覽』の鶴屋市郎兵衛が、先代と当代といったような関係で別人、ということはある。

いずれにしても、『好色文伝授』に登場した、寺町にある洛中第一の鷺屋という白粉屋は、鶴屋伊勢が屋号を変えた鷺屋伊勢である。そして「延享版」刊行までに「綾小路富小路西<sub>江</sub>入」へ移転したのであろう。

「延享版」で鷺屋であることを除けば、『仁風一覽』に「鶴屋市郎兵衛」で記載されて以後、『大文字町史』を見る限りでは、「鷺」はつかわれていない。1768（明和5）年・1784（天明4）年・1811（文化8）と改訂を重ねていった『京羽二重』のいずれにも、「白粉所」の項目に「鶴屋」も「鷺屋」も記載がない。その一方で『大文字町史』巻11に収められた明和・安永年間の連判状には、「鶴屋市郎兵衛」で記載されている。あるいは業種が変わったのかもしれないが、安永頃までは「鶴屋」として存在していたようだ。

なお、『伊勢参宮図屏風』（名古屋市博物館蔵）の白粉屋の店先に、凸型の看板が描かれている。しかし、上に突き出た部分が半分ほど剥落して白くなっており、一見すると二つの物体に分離しているように見える。京伝が転載した『図彙』の挿し絵（図5）に見られたような格子柄で、「おしろい」などと書いた貼り紙らしきものがある直方体と、まるでその奥に白い物体とがあるような状態なのである。この屏風は1685（貞享2）年に売買禁止となった賽銭用の「鳩目」と思しきものが描かれている<sup>60）</sup>ことから、鶴字鶴紋禁令が発令される以前の制作と推定できる。そうであるならば、輪郭が直線的で、故意のものにも見える剥落は、禁令への対応として鶴の図を削り取った可能性も考えられるのではないか。

ただ、剥落部分は、『図彙』で鷺が描かれている部分と位置がずれていることなど、鶴を描いていたとするには疑問もある。また、先にみたとおり、禁令以前の作で、鶴避諱の必要がない『好色三代男』の挿し絵（図7）では、凸型の看板に鶴の絵がなかった。書物や屏風を見る者からは見えない面に、鶴の絵が描かれていたかどうかふくめ、喜多村信節が記述したような<sup>（10）</sup>看板の鶴について、再検討が必要である。

本稿では、「諸道具」に鶴の紋をつけてはならない、という三年令の文言が、どのように受けとめられたかを検証するにあたっては、こうした屏風のなかの図にも避諱の事例がありうる、という視点も必要ではないか、ということ提起しておく。

### Ⅲ. 西鶴の鶴避諱

避諱により改名した例としては、⑧・⑩にあった、歌舞伎役者の鶴川辰之助が、職業柄もっともよく知られたものであっただろう。ただ、改名後の水木辰之助が定着し、2世、3世と引き継がれ、鶴川には戻らなかったため、時とともに、鶴川であった記憶が薄れていったということがあるかもしれない。その点、井原西鶴は、現在でも西鶴として認知されており、鶴をいつとき名乗っていなかったことのほうが、とくに後世になるほど知られていないのではないだろうか。

西鶴が改号したことを確認できるもっともはやい例は、元禄元年11月の刊記をもつ『新可笑記』序文の署名、「難波俳林／西鵬」である。鶴字鶴紋禁令の発令は同年の正月末、そもそも鶴永を名乗った西鶴が「鶴」の字を手放す理由は、鶴の避諱の他にはあるまい（西鶴本人の用字は「西鶴」だが、以下、「西鶴」とする）。

ただ、「鶴」に替えて「鵬」である。「鶴」は禁猟の対象であったり、将軍家が朝廷に献上していたり、という特別な鳥ではあるが、「鵬」は「鳳」と同義で使用する場合もあり、「鳳」となれば、天子にまつわる物事に冠して用いられもする。よりによって「鵬」とは、反骨精神のようなものを感じさせる。

西鶴は1693（元禄6）年に世を去るので、鶴字鶴紋禁令の影響下にあったのは数年ほどしかないが、署名などを追うと、次のようになる。

\* 1688（貞享5－元禄1）年 （9月30日に元禄へ改元）

1月：鶴字鶴紋禁令

11月：「難波俳林／西鵬」－『新可笑記』

\* 1689（元禄2）年

1月：「難波俳林」、署名なしで「鶴」の印－『一目玉鉦』

11月：「難波俳林二万翁」（序）・「難波俳林松寿軒西鶴」（奥書）－『俳諧のならひ事』

\* 1690（元禄3）年

2月：三年令

6月：「西くはく」（序署名）－※偽作『真実伊勢物語』

10月：「西鵬」で入集－『俳諧秋津島』

\* 1691（元禄4）年

1月上旬：「大坂西鶴」（句の署名）・「西鵬」（一部のみ）－『俳諧渡し船』

1月下旬：「大坂西鵬序」〔鵬に「鶴ノ字ヲ改」と注記〕（序文）－『俳諧団袋』（序文は3年冬の作成）

3月：「西鵬」（句の署名）－『元禄百人一句』

5月：「西鶴」（句の署名）－『俳諧四国猿』

\* 1692（元禄5）年

初春：「難波西鶴」（自序署名）－『世間胸算用』

\* 1693（元禄6）年

2月下旬：「二万翁西鶴」（旧作の句入集、署名）－『俳諧浪花置火燵』

8月：西鶴死去

鶴字鶴紋禁令が発令された年、『新可笑記』で新号「西鵬」を披露したが、それから2ヵ月ほどで刊行された『一目玉鉦』では、署名はないが、鶴の“印”を使用した。鶴“字”でもなければ鶴“紋”でもない。禁令の穴、というより、虚を突いた感がある。さらに同年の『俳諧のならひ事』では、序文こそ別号を使ったものの、奥書は「西鶴」とした。この書は、門人に伝授したとのことで<sup>61)</sup>、目にする人の数も限られたものではあっただろうが、内容を厳しくした三年令が出されたのはその3ヵ月後である。

三年令発令の数ヵ月後に刊行された『真実伊勢物語』は偽作である<sup>62)</sup>が、

敢えて挙げた。序の署名は「西くハク」、音で表記するという方法で、避諱を実行している。偽作する側としては、いかにも西鶴らしいと思わせる避諱を考え出したつもりなのであろう。

西鶴本人は、三年令の後、ふたたび「西鵬」を名乗りもしたが、『俳諧団袋』の序文では、「大坂西鵬序」としたうえで、「鵬」の字に、わざわざ「鶴ノ字ヲ改」と注記した。「西くハク」より格段にひねりが効いている。「鶴」とは書いているが、名乗ってはいない。名乗ることをやめた通知であり、禁令に抵触してはいない、とでもいうのか、まるであてつけである<sup>63)</sup>。禁令を出す側からすればたちごっこ、「西くハク」のにせ西鶴もまとめて（にせ物と認識していたかどうかは別として）、どうにも面倒な相手、西鶴である。

しかし、禁令は禁令である。出版規制などのリスクがないとは言えない。西鶴を名乗ったり、鶴の印を使用したり、ということは、西鶴個人の問題では済まない。少なくとも板元その他、関係者の理解・同意がなければできなかつたはずである。そしてそれは、井原西鶴とは〈誰〉だったか、板元、ひいては出版界とどのような関係にあったか、という問題にかかわってくる。具体的な答えとして提起された、野間光辰氏と林基氏の〈西鶴＝日野屋庄左衛門〉説は、いまいちど検討されるべきであると思う。

西鶴が日野屋庄左衛門である可能性を指摘したのは、野間光辰氏<sup>64)</sup>である。ただし、註のなかで「憶測」として述べるにとどめられており、その提起の意義を見いだした林氏があらためて詳解された<sup>65)</sup>。紙幅の都合上、簡単に紹介するにとどめるが、日野屋とも、西鶴とも交流があった下里知足（尾張鳴海で醸造業などを営んだ俳人）が遺した記録を読み解くと、日野屋と西鶴を別人ではなく、同一人物だと解するとつじつまがあう、という。完全に証明したとは言い切れないが、日野屋庄左衛門が西鶴ではない、という明確な反証もない。

日野屋庄左衛門は鶴姫が興入れした、紀州藩の大坂蔵屋敷の名代<sup>66)</sup>である。野間・林両氏によると、1675（延宝3）年には日野屋を譲っており、そ

うであれば鶴字鶴紋禁令が出たときには当主ではないが、それでも紀州藩と特別な関係があったことになる。だとすれば、一連の改号の様子からうかがえる、西鶴の鶴避諱に対する態度は、さらに興味深い問題となってくる。紀州藩との強いつながりがあったからこそ、禁令に面従腹背と言えそうな対応をし得た、と言うべきなのかもしれない。

鶴避諱について、西鶴とのかかわりを考えるうえで、また〈西鶴＝日野屋庄左衛門〉を問ううえでも、示唆的な事例がある。大坂にあった檜物屋町が、1679（延宝7）年に2つに分かれ、西半分が鶴崎町となり、さらに1693（元禄6）年には大沢町（大坂三郷北組）という名に変わった、という<sup>67)</sup>。大沢町への町名変更は鶴字鶴紋禁令への対応と思われる。ただ、最初の発令時でもなく、三年令の直後というわけでもない<sup>68)</sup>。

この町名変更と同じ年に西鶴が亡くなっている。そして、檜物屋町は、墓碑にも刻まれた西鶴の居所として知られている鑓屋町（大坂三郷南組）にほど近い。しかも、日野屋庄左衛門の居所は京橋六丁目（大坂三郷北組）である。1695（元禄8）年に日野屋は町年寄であった<sup>69)</sup>ことからすれば、先代の日野屋と想定される西鶴も町年寄だった可能性が高いと、林氏が指摘されている<sup>70)</sup>。日野屋当主や現役の町年寄ではなくとも、西鶴がかつてその立場にあったのであれば、大坂三郷の町人社会で相応の影響力をもっていたことは想像に難くない。鶴崎町から大沢町への町名変更は、西鶴を失ったことが、禁令を忖度する道を選ばせるよう作用したかと思わせる、象徴的な出来事である。

## おわりに

鶴の避諱は、空間的にも時間的にも広範囲に影響したものであり、当該期社会の動きをうきほりにする、ひとつの有効な材料足り得るものと思う。しかしながら、避諱というものの性質上、当事者たちがあまり積極的に語るよ

うなものでもなく、史料は断片的であることが多い。京伝以来、個別の事例を見つけ出すことに重点がおかれてきた感があるのはそのためである。本稿はそうした先学の成果に拠りながら、鶴屋喜右衛門や鶴屋伊勢、井原西鶴といった、“定点”から、避諱のありようを描出したが、まだほんの一端である。今後も避諱の事例を探索し続け、それをもとに議論を深めたい。

### 〈謝辞〉

史料の閲覧や掲載にあたって、お力添えくださった各所蔵機関図書館の方々に厚くお礼を申し上げます。

### 注

- 1) 額原退蔵「古版前句附解題(五)」『やなぎ樽研究』〔複製版〕第6巻(第4号、通巻第60号)、ゆまに書房、1982年、194頁。当該笠付は、堀内雲鼓「西国船」に所収されている(鈴木勝忠校訂『雑俳集成 第一期 — 元禄上方雑俳集』東洋書院、1986年、217頁)。
- 2) 飯島花月「難句管見」前掲注1書(第7号、通巻第63号)390頁。
- 3) 福田健男「鶴の禁令」前掲注1書(第9号、通巻第65号)489-490頁。
- 4) 眞山青果「鶴字法度」『眞山青果全集』第16巻、講談社、1976年、所収(初出『文藝春秋』8(11)、1930年)。
- 5) 「解題」前掲注4書、652頁。
- 6) 木村三四吾「『聞くまゝの記』・元禄鶴法度のことなど」『俳書の変遷——西鶴と芭蕉』〔木村三四吾著作集I〕八木書店、1998年(初出『ビブリア』第28号、1964年。補遺は同31号、再補記が35号、第三次補遺が1970年の45号)。
- 7) 「鶴の字御法度の折柄」(善教寺猿算「色道懺悔男」(宝永4年版)巻之二『近代日本文学大系 第4巻 浮世草子集』、国民図書、1928年、465頁)、「日本中鶴と云名を諱、夫のみならず、紋処に付るをも忌める御法度なり」(喜多村信節「過眼録」『続燕石十種』第1巻、中央公論社、1980年、184頁)など。
- 8) 前掲注6書、221頁。
- 9) 近世史料研究会編『正宝事録』第1巻、日本学術振興会、1964年、263頁。『江戸町触集成』第2巻、2649号、183頁。
- 10) 「撰要永久録」『東京市史稿 市街篇 第十』1931年、727-728頁。
- 11) 「屋号の成立当時においては(中略)「家名」と称していたことは明らかであり、町人にとっての家意識、または家業意識の成立と関連したもの」(乾宏巳「大坂町人社会に

- おける屋号の形成」津田秀夫編『近世国家と明治維新』三省堂、1989年、137-138頁）。
- 12) 「常憲院殿御実紀」巻十七、元禄元年二月朔日条『新訂増補国史大系 第43巻 徳川実紀 第6篇』吉川弘文館、1999年、3頁。
  - 13) 堀内信編『南紀徳川史』第一冊、南紀徳川史刊行会、1930年、454頁。
  - 14) 『徳川実紀』は1809（文化6）年起稿、1843（天保14）年完成。『南紀徳川史』は1888年編纂開始、1901年完成。
  - 15) 能門筆『年中行事』貞享五年二月条。北野天満宮史料刊行会編『北野天満宮史料 宮仕記録』1981年、489頁。
  - 16) 『興福寺寺務日記』「元禄元年記」貞享五年三月分、天理大学附属天理図書館所蔵。
  - 17) ⑤の出典である『北野天満宮史料 宮仕記録』は、編集に際して、この部分に「鶴の字の使用を許すとの触」との頭註を付けているが、「許す」という解釈は明らかにおかしい。
  - 18) 「葵」の場合は、1723（享保8）年に禁令が出ている。
  - 19) 『御触書寛保集成』諸商売之部、2051号。
  - 20) 樋口好古「那古屋府城志」『尾三郷土史料叢書』第7編、1934年、168頁。1792（寛政4）年起稿、1822（文政5）年脱稿。
  - 21) 「小治田之真清水」『尾張名所図絵』附録巻一、名古屋温故会、1930年。著者は野口道直（梅居）・岡田啓（文園）、挿し絵が小田切春江。附録は1843（天保14）年刊行の『尾張名所図会』前編・後編の補遺。引用部分を含む初編は1853（嘉永6）年ごろ成稿。
  - 22) 伊原敏郎著、河竹繁徳・吉田暎二編集校訂『歌舞伎年表』第一巻（永禄2年－享保5年）、岩波書店、1956年、173頁。
  - 23) 「御当家令条」巻三一、四三五号、（石井良助校訂『近世法制史料叢書第二 御当家令条・律令要略』創文社、1959年、227頁）。
  - 24) 喜多村筠庭著・長谷川強他校訂『嬉遊笑覧』(3)、岩波文庫、2004年、84頁。
  - 25) 「浄瑠璃本は元禄初め頃まで、本文末に年月日を記していた。その慣習は理由は不明ながら廃れて（中略）元禄・宝永・正徳・享保期は「年月日を記さない」、浄瑠璃本史上では例外的な一時期」（『【解題総説】近松浄瑠璃本奥付の編年・変遷について』神津武男編・解説『近松浄瑠璃善本集成』第一巻、クレス出版、2011年、4頁）。
  - 26) 前掲注11論文、148頁。乾宏巳「大坂町人社会と西鶴」（『西鶴新展望』勉誠社、1993年）でも論じられている。
  - 27) 近松門左衛門の浄瑠璃本の奥書は『正本近松全集』別巻一（近松書誌研究会編・解説、勉誠社、1980年）に、「近松浄瑠璃本奥書集覧」として収録されている。その番号で示すと、並列形式が集覧の〔三二〕、別行形式が集覧の〔三一〕である。
  - 28) 『鋸くず』（表1-49）は元の表紙が失われているが、複製本（稀書複製会編『鋸くず』米山堂、1935年、及び、中村幸彦・日野龍夫編『新編稀書複製会叢書』第23巻、臨

- 川書店、1990年)では、『菊の藩契』『むさし鑑』を姉妹書として、この二書に倣って複製し、似せ鶴紋を題籤に配している。
- 29) 朝倉治彦・安藤菊二・吉田幸一(編集兼校者)『未刊文藝史料 第二期 9 諸職受領調』古典文庫、1952年、53頁。「諸職受領調」というタイトルは、高野辰之氏がつけたものである。
  - 30) 『受領人名帳』(内題は『京都〔諸職人／諸商人〕受領名前書』)陽明文庫所蔵。安田富貴子『古浄瑠璃——太夫の受領とその時代』(八木書店、1998年、346-348頁)で全36人分が紹介されている。
  - 31) 梅蘭堂(都の錦)『元禄太平記』卷之六「書林の中で学者たづぬる」、青山為兵衛、1702(元禄15)年。中嶋隆校訂『都の錦集』〔叢書江戸文庫6〕国書刊行会、1989年、所収。
  - 32) 藤實久美子『近世書籍文化論——史料論的アプローチ』吉川弘文館、2006年、234-235頁。
  - 33) 柏崎順子「鶴屋喜右衛門」『言語文化』〔一橋大学語学研究室〕51、2014年、28-29頁。
  - 34) 横山重ほか校訂『古浄瑠璃正本集』第7、角川書店、1979年、594頁。
  - 35) 高野すが子「『嬉遊笑覧』諸本考」『大妻国文』4号、1973年。
  - 36) 高野氏の系統図(前掲注35論文、43頁)に即すると、本稿作成にあたって確認したのは、「静嘉堂自筆本」を底本とした岩波文庫、「内閣文庫明治本」(国立公文書館所蔵。請求番号:184-0010)、「内閣文庫銀座本」(国立公文書館所蔵。請求番号:184-0001)「日本芸林叢書本」「日本随筆大成刊行会本」「成光館出版部本」「名著刊行会発行本」である。本稿⑧と「内閣文庫明治本」・「日本芸林叢書本」が同じ情報を記し、前者は⑧と記述の順番も同じである。あとの4本が同じ情報を伝えているが、それらはすべて先の3本に含まれている。
  - 37) 喜多村信節「画証録」『日本随筆大成』第2期第4巻〔新装版〕、吉川弘文館、1994年(新版の初版は1974年)385頁。
  - 38) 大蔵省編纂『日本財政経済史料』巻7 経済之部4、財政経済学会、1923年、740頁。
  - 39) ただし、稿本が異なる「画証録」を収載している『続燕石十種』(第1巻、森銑三・野間光辰・朝倉治彦監修、中央公論社、1980年)の「後記」も指摘しているとおり、この『日本随筆大成』は、底本が明記されていない。
  - 40) 「ききのまにまに」など、信節の著作には柳亭種彦への言及もある。直接的な交流があったとする指摘もある(佐藤悟「本のはなし 第十五回 嬉遊笑覧」(『新日本古典文学大系』月報79)第68巻附録)岩波書店、1997年)。
  - 41) 『初代柳亭蔵書目録』慶應義塾大学所蔵。
  - 42) 『大東急記念文庫善本叢刊 近世篇6 嘶本集』(汲古書院、1976年)の解説6-7頁。
  - 43) 『聞くまゝの記』種彦手稿「中村勘三郎家紋の事」の項、神宮文庫所蔵。
  - 44) 倉島節尚「『絵入本朝美人鑑』解説』古典文庫466、1985年。

- 45) 山形屋が本問屋を名乗っていたことは柏崎順子氏も指摘されている。さらに鶴喜が「新問屋」と名乗った例があるという非常に興味深い情報を提示されているが、肝心のその書については「披見したことがある」とするだけで、明らかにされていない（『江戸版考 其三』『人文・自然研究』（一橋大学大学教育研究開発センター）第4号、2010年、56頁）。
- 46) 山東京伝『骨董集』上編（上之巻、「粉の看板」）、鶴屋喜右衛門（江戸）、1814-1815（文化11-12）年、京都大学附属図書館所蔵谷村文庫。
- 47) 柳亭種彦『骨董集ほりがひ』（「粉の看板」）、東京都立中央図書館所蔵『柳亭翁雑録』所収。森川昭編『近世文学論輯』（『研究叢書133』和泉書院、1993年）に、影印と解説が収載されている。
- 48) 種彦の引用部分は、由之軒政房『好色文伝授』巻二の十三丁オ「三、朝起をして仕合男」。
- 49) 『好色文伝授・好色錦木』（吉田幸一編、古典文庫604、1997年）に影印が収載されている。吉田氏によれば、『好色文伝授』の初版を元禄元年または貞享五年（改元）とする説があるが、その出所未詳。（中略）大久保葩雪『浮世草子目録』元禄元年条掲出に依るものか。江戸時代の「書林出版目録」類には出ていない」（455頁）。
- 50) 鈴木俊幸「近世日本における薬品・小問物の流通と書籍の流通」『紀要 言語・文学・文化』〔中央大学文学部〕214号、2007年（のち、鈴木俊幸『書籍流通史料論 序説』勉誠出版、2012年、所収）。
- 51) 『武蔵野役者談合衝』（「江戸芝居の風聞」の項目）正本屋太郎兵衛、1700（元禄13）年。『歌舞伎評判記集成 第二巻』（歌舞伎評判記研究会編、岩波書店、1973年）に所収。引用部分は415頁。「何平叔」は何晏、字が平叔。化粧をしていた（『魏略』）、そもそも相当色白だった（『世説新語』）などと伝えられている。
- 52) 「好色三代男」巻二、五丁ウ、六丁ウ、1686（貞享3）年、西村市郎右衛門・坂上勝兵衛、国立国会図書館所蔵。
- 53) 『京羽二重』橘屋清安、1705（宝永2）年、早稲田大学図書館所蔵。
- 54) 『京羽二重』小嶋弥三右衛門・小嶋徳右衛門、1685（貞享2）年（『新修京都叢書』第2巻、臨川書店、2002年、所収。初版は1969年）。
- 55) 『京羽二重大全』水雲堂、1745（延享2）年、早稲田大学図書館所蔵。
- 56) 「藤原光能任伊勢大目」『清閑寺熙房卿記』寛文三年十一月十五日条、国立公文書館所蔵。
- 57) 『大文字町史』巻十「窮年」、京都教育大学附属図書館所蔵。『大文字町史』については、『京都町触集成』別巻三（京都町触研究会編、岩波書店、2017年、356-357頁）に解説がある。
- 58) 小林文広「仁風の思想——近世中後期京都の救済と町」『人民の歴史学』193号、2012年。

- 59) 前掲注 58 論文、21 頁。
- 60) 津田卓子「名古屋市博物館蔵「伊勢参宮図屏風」について」『月刊文化財』601 号、2013 年、35 頁。
- 61) 野間光辰『補刪西鶴年譜考證』中央公論社、1983 年、385 頁。
- 62) 前掲注 61 書、391-392 頁。
- 63) 「中央俳壇の消息に疎い地方俳士への老婆心」という解釈もある（天理図書館『西鶴』〔解説〕1965 年、77 頁）。
- 64) 前掲注 61 書、53 頁。
- 65) 林基「西鶴出自研究史の最後の言葉——野間光辰『補刪西鶴年譜考證』」（『西鶴新展望』勉誠社、1993 年、所収）。
- 66) 友月編『難波鶴』京はん木屋、1679（延宝 7）年、十八丁ウ、国立国会図書館所蔵。
- 67) 『日本歴史地名大系 第 28 卷 大阪府の地名』1986 年、平凡社。
- 68) 京都でも元禄末期ごろ、「二条鶴屋丁」が「晴明町」になった（『日本歴史地名大系 第 27 卷 京都市』1979 年、平凡社）のは、鶴避諱と思われる。
- 69) 前掲注 61 書、53-54 頁。
- 70) 前掲注 65 書、51 頁の註 67。

表 1 京の鶴喜の出版

	書名	題簽 - 板元	刊記 - 板元	刊記 - 所在地 (備考)	刊記 - 刊年 もしくは 初演 (※)	所蔵
1	せつきやうか るかや		しやうるり や喜右衛門 尉		寛永 8 年 卯月吉日 (1631)	藤井乙 男氏
2	やしま		上るりや/ 喜右衛門	二条通御幸 町西へ入丁	寛永 16 年 正月吉日 (1639)	西岩
3	阿弥陀本地		草紙屋喜衛 門尉	二条通	寛永 21 年 9 月吉日 (1641)	急
4	こあつもり		草紙屋喜右 衛門		正保 2 年 8 月 (1645)	天
5	はらた		(三段終) さ うしや/(末 尾)草紙屋喜 右衛門	二条通(通の あとにけず り遺したよ うな痕跡)	正保 4 年 正月日 (1647) 三段末に表記	天
6	南無妙法蓮華 経/にちれん き		喜右衛門	二条通丁子 屋町	承応 3 年 4 月吉日 (1654)	天
7	天狗羽討	二条通/正 本屋/喜右 衛門			万治 3 年 3 月上旬 (1660)	旧東 (金 1)
8	公平たんじや うき(公平誕生 記)	二条通/正 本屋/喜右 衛門	鶴屋 喜右 衛門		万治 4 年 3 月ごろ ※金 1 解題	東北
9	公平花だんや ぶり(きんひら くわだんやぶ り)	二条通/鶴 屋/喜右衛 門			万治 4 年 4 月吉日 (1661)	東北
10	公平花だんや ぶり	二条通/正 本屋/喜右 衛門			万治 4 年 4 月吉日	旧東 (金 1・ 群 9)

11	あさいなしま わたり	二条通／正 本屋／喜右 衛門			寛文2年 6月吉日 (1662)	旧東 (古3)
12	四天王高名物 語(金平北国 責)	二条通／鶴 屋／喜右衛 門			寛文2年 7月吉日	京
13	(〔四／天／ 王〕高名物語)	二条通／正 本屋／喜右 衛門			寛文2年 7月吉日	霞
14	四天王大田合 戦(〔四／天／ 王〕大田合戦)	二条通／正 本屋／喜右 衛門			寛文2年 7月～ 3年正月 ※金1解題	霞
15	頼義金剛山合 戦并ひやうぶ 物語(金剛山合 戦)	二条通／正 本屋／喜右 衛門			寛文3年 正月吉日 (1663)	東北
16	菅原親王	二条通／正 本屋／喜右 衛門			寛文3年 正月	旧東 (群9)
17	渡辺綱三田合 戦(〔新／板〕 渡部三田合戦)	二条通／正 本屋／喜右 衛門(同板の 旧東の題簽)			寛文3年 9月吉日 (1663)	旧東 (金2) ／赤
18	源平へんげあ らそひ〔きんひ ら／もんやふ り〕(〔源平〕変 化諍)	二条通／正 本屋／喜右 衛門	鶴屋／喜右 衛門尉		寛文5年 2月吉日 (1665)	東北
19	よりまさ		鶴屋喜右衛 門		寛文5年 5月	旧東 (群9)
20	あまくさ物が たり(天草四 郎)	鶴屋／正本 ／喜右衛門	鶴屋喜右衛 門	△	寛文6年 8月吉日 (1666)	天

21	浄土さんたん記并おはら問答(しんらんき)	二条通／正本屋／喜右衛門(大谷大学所蔵「粟津家文書」のもの)	喜右衛門		寛文6年霜月以前、もしくは万治以前 ※古4解題	赤
22	(多田満中)	二条通／正本屋／喜右衛門			寛文8年6月吉日(1668)	旧東(古4)
23	誓願寺本地		鶴屋／喜右衛門	(古5解題により、京) △	寛文8年10月吉日	霞
24	びんばしやらわう		鶴や喜右衛門	二条通丁子や町	寛文9年卯月吉日(1669)	東駒
25	勝尾寺御本地		喜右衛尉	△	寛文10年卯月下旬(1670)	東総
26	西国卅三番順礼記		鶴屋喜右衛門		寛文10年11月	旧東(典67)
27	かげきよ	二条通／正本屋／喜右衛門	つるや／喜右衛門		寛文11年菊月中旬(1671)	京
28	原田次郎種直(原田次郎)	二条通／正本屋／喜右衛門	喜右衛門		寛文11年霜月上旬	ケンブリッジ
29	さんせう太夫物語		鶴や喜右衛門尉		寛文末頃 ※DB	赤
30	しのたづまつりぎつね付あべノ清明出生		鶴屋／喜右衛門	△	延宝2年9月上旬(1674)	赤
31	滝山玄蕃けしやう物語		鶴や喜右衛門尉	△	延宝3年正月下旬(1675)	霞

32	ぼんでんこく 〔〔直之／新／ ふし付〕ほん天 国〕	二条通／● (鶴紋)屋／ 喜右衛門	鶴屋喜右衛 門		延宝4年 正月吉日 (1676)	筑
33	(〔新／板〕雨夜 の友)		鶴や喜右衛 門	△	延宝4年 卯月吉日	国
34	てんぐのだい り(〔源氏／ 十二／たん〕天 狗内裏)	二条通／● (鶴紋)屋／ 喜右衛門	鶴屋喜右衛 門(※東国 により補)		延宝5年 7月吉日 (1677) ※東国によ り補	旧東 (加1・ 典252) ／東国
35	松浦五郎景近 (〔一ノ宮／親 王／恋慕〕松浦 伍郎)	二条通／● (鶴紋)屋／ 喜〔右衛〕門			延宝6年 正月吉日 (1678)	赤
36	(三社詫宣〔由 ／来〕)	二条通／● (鶴紋)屋／ 喜右衛門	太夫直之正 本屋		延宝6年 正月吉日	旧東 (古8)
37	靈山国阿上人 (〔東山／靈山〕 国阿上人) 東 山と靈山は横 書き	二条通／● (鶴紋)屋／ 喜右衛門尉	つるや喜右 衛門(表紙見 返し貼付)	二条通寺町 西へ入ル丁 (表紙見返し 貼付)	延宝6年 8月刊段物 集に記載	天
38	(初庚申楽遊)	二条通／正 本屋／喜右 衛門			延宝7年 正月吉日 (1679)	国
39	他力本願記 (〔他／力〕本 願記)	二条通／正 本屋／喜右 衛門尉			延宝7年 卯月吉日	英博
40	住吉相生物語 (〔住／吉〕相生 物語)	二条通／鶴 屋／喜右衛 門	太夫直正本 や		延宝7年 6月上旬	小山源 治氏
41	弘法大師誕生 記		喜右衛門	二条通寺町 西へ入町	貞享元年 (弘法大師 850年忌) ごろ	霞

42	月界長者	二条通／正本屋／喜右衛門			*寛文2年5月吉日 (鶴屋の求版は貞享2年以後※古5・典169解題)	旧東 (絵)
43	逸名道行揃 ※段物集		正本屋喜右衛門	二条通寺町西へ入町	元禄3年8月吉日 (1690)	赤
44	女人即身成仏記	二条通／正本屋／[喜右衛門]	正本屋喜右衛門		元禄4年(1691) ※近	早
45	野良関相撲 ((京／大阪)野良関相撲[評判／絵入])		正本屋喜右衛門		元禄6年3月下旬 (1693)	都
46	文武五人男		正本屋喜右衛門	京二条通寺町角	元禄7年(1694) 7月以前 ※近	天
47	(菊の藩架)	二条通／● (似せ鶴紋)／喜右衛門	正本屋喜右衛門	二条通寺町西へ入町南側	元禄12年正月吉祥日 (1699)	都
48	(むさし鑑)	二条通／● (似せ鶴紋)／喜右衛門	正本屋喜右衛門	二条通寺町西へ入町南側	元禄12年正月吉祥日	都
49	(鋸くず)	二条通／● (似せ鶴紋)／喜右衛門 ? 本文の注28参照	正本屋喜右衛門	二条通寺町西へ入町南側	元禄12年正月吉祥日	演
50	丹州千年狐 (丹／州)千年狐)	二条通／正本屋／喜右衛門	正本屋喜右衛門	二条通寺町西へ入丁子屋町南側	元禄12年6月頃 ※近	東芸

51	神事曾我(〈曾我大全／花鳥風月〉神事曾我)	二条通／正本屋／喜右衛門	正本屋喜右衛門	二条通寺町西江入ル町南かわ	元禄 14 年 7 月 (1701) ※古 205	東芸
52	(天鼓〔おはな／つりきつね〕)	二条通／正本屋／喜右衛門	正本屋喜右衛門	二条通寺町西へ入丁子屋町南側	元禄 14 年 ※近	国
53	御曹司初寅詣(〈義／経〉初寅詣)	二条通／正本屋／喜右衛門	正本屋喜右衛門	二条通寺町西江入町	元禄 14 年	国
54	(源平太平記)	二条通／正本屋／喜右衛門(表紙見返しに題簽貼り付け)			元禄頃 ※霞	霞
55	今様かしは木忠臣身替物語		[正本屋・鶴屋]喜右衛門 ☆ 32	京二条通寺町南側角	元禄 11 年正月以前 (1698) ※近 ☆表下の註 1 参照。	演 (ニ 10-00483)
56	坂上田村麿		[正本屋・鶴屋]喜右衛門 ☆ 32	京二条通寺町南側角	☆表下の註 2 参照。	天
57	弘徽殿鸚羽産家		[正本屋・鶴屋]喜右衛門 ☆ 32	京二条通寺町南側角	正徳 2 年 5 月 (1712) ※ DB ☆註 3	天
58	[酒呑童子枕言葉]		[正本屋・鶴屋]喜右衛門 ☆ 32	[欠] 二条通寺町南側角	宝永 4 年 (1707) ※ DB	矢
59	孕常盤		鶴屋喜右衛門	京二条通寺町西江入ル町	宝永 7 年 閏 8 月 (1710) ※近	天
60	吉野都女楠		鶴屋喜右衛門	京二条 [欠]	宝永 7 年※近	早

61	持統天皇哥軍法	鶴屋喜右衛門(ほとんど読めず、目録による)	鶴屋喜右衛門	京二条通寺町西江入ル町	正徳4年夏以前(1714) ※近	天
62	相模入道千疋犬	[欠]	鶴屋喜右衛門	京二条通寺町西江入ル町	正徳4年秋以前 ※近	東博
63	娥哥かるた		鶴 [欠]	京二条通寺町西へ入町	正徳4年9月以前 ※近	天
64	嵯峨天皇甘露雨		鶴屋喜右衛門	京二条通寺町西江入ル町	正徳4年9月10日以前 ※正近	天
65	坂上田村麿		鶴屋喜右衛門	京二条通寺町西江入ル町		演 (ニ 10-01879)
66	八百やお七		正本屋/鶴屋喜右衛門 ☆ 31	京二条通寺町角	享保元年頃以前(1716) 成立 ※歌	天
67	八百やお七		正本屋喜右衛門	京二条通寺町角	享保元年頃以前(1716) 成立 ※歌	黒
68	蓬萊山比翼鶴亀	二条通/鶴屋/喜右衛門	鶴屋喜右衛門		享保4年 ※霞	霞
69	花実義経記		鶴屋喜右衛門(八幡屋清兵衛、菊屋七郎兵衛との相版)(※菊屋の再板本)	二条通寺町西へ入町南側	享保5年正月吉日(1720)	早 (〜 1300665)

70	(心中天の網嶋) [かみや治兵衛/きいの国や小はる] 心中天のあみ嶋		正本屋/鶴屋喜右衛門 ☆ 31	京二条通寺町角	享保5年 12月 ※近	阪
71	東山殿室町合戦		正本屋/鶴屋喜右衛門 ☆ 31	京二条通寺町角	享保7年 (1722) ※ DB	黒
72	浦嶋年代記		鶴屋喜右衛門	京二条通寺町角(刊記判読難。目録による)	享保7年 3月 ※近	天
73	伊勢平氏年々鑑		正本屋喜右衛門	京二条通寺町角	享保11年 (1726) ※ DB	天
74	役者袖香爐 ※大坂之巻		鶴屋喜右衛門(正本屋九兵衛と相板)	京二条通寺町角	享保12年 正月吉日 (1727)	慶
75	鬼一法眼三略巻		正本屋喜右衛門	京二条通寺町角	享保16年 9月(1731) ※歌	広文 (84-40-2H700)
76	猿丸太夫鹿巻毫	鶴屋喜右衛門	正本屋喜右衛門	京二条通寺町角	元文元 ※ DB	天
77	〈七条/河原〉釜淵双級巴	鶴屋喜右衛門	正本屋/喜右衛門	京二条通寺町角	元文2年 7月(1737) ※歌	広文 (84-11-8H502)
78	太政入道兵庫岬		正本屋喜右衛門	京二条通寺町角	元文2年 ※ DB	広文
79	奥州秀衡有髻塔	鶴屋喜右衛門	正本屋/喜右衛門	京二条通寺町角	元文4年 3月下旬 (1739)	東国 (一般 23・ 5-6)
80	武烈天皇巖		鶴屋喜右衛門	京二条通寺町西江入南側角	元文5年 9月10日	天

81	入鹿大臣皇都 諍		鶴屋喜右衛 門	京二条通寺 町西 [欠] 入 町南側	寛保3年 4月6日 (1743)	広文
82	役者子住算(江 戸吹の銀〔積 上た／丹前 芸〕)		鶴屋喜右衛 門(正本屋九 兵衛・八文字 屋八左衛門 と相板)	二条通寺町 角	寛保4年 正月吉日 (1744)	早
83	潤色江戸紫		鶴屋／喜右 衛門(江戸通 油町の鶴喜 が売所)	京二条通寺 町角	延享元年 4月5日 (1744)	広文
84	浦島太郎倭物 語	鶴屋喜右衛 門	鶴屋喜右衛 門	京二条通寺 町西江入南 側角	延享2年 (1745) 初演 & 刊 ※ DB	天
85	〈敦賀の遠山／ 花洛の葛城〉名 筆傾城鑑	鶴屋喜右衛 門	[鶴](一部破 損)屋喜右衛 門(江戸大伝 馬町の鶴喜 が売所)	二条[通寺町 角](一部破 損)	宝暦2年 3月23日 (1752)	広文 (84-59- 1H865)
86	役者刪家系 ※京之巻(役 者刪家系 京)		鶴屋喜右衛 門(正本屋 九兵衛・八文 字屋八左衛 門と相板)	京二条通寺 町角	宝暦5年 正月吉日 (1755)	早

## 【表1～3共通】

\* 書名は内題を採用。( ) は外題、[ ] は内題・外題ともない場合の仮題。[ ] は割書。〈 〉 は角書。

\* 欠損は [欠]。

\* 「売所」、あるいは「売弘所」の場合は採用していない。

\* 同一所蔵元に複数の所蔵本がある場合、請求記号も併記した。

## 【表1】

\* 刊記の板元に☆31、☆32とあるのは、本文注27「近松浄瑠璃本奥書集覧」の〔三一〕、〔三二〕の意。

\* 刊年不明の場合は、初演年月を採用し、※を付した。※のあとに初演情報の典拠。典拠

の省略記号については下記参照。

\*所在地表記がないもののうち、各段が「第一」「第二」となっているものは、上方版(『金平浄瑠璃正本』第一、533頁)として京の鶴喜に分類し、△を付した。

註1：題簽に「竹本義太夫／直伝」とあることからすれば、竹本筑後掾と称しはじめた元禄11年より前の板行となるが、56～59と本文の後の巻末にある識語の文章や、文字の形や配列などが同じであり(ただし、59は他の3本に比べて、字がシャープに刷り上がっているように見える)、題簽が原題簽であって新たな本に貼り直すことも考えるため、この位置に挿入した。

註2：初演について、享保6年もしくは7年という推定もある一方で、『外題年鑑』(明和版)の「元禄十六年五月五日」の豊竹座上演の記述がある。

註3：註1のとおり、55～58の類似性が高いので、この位置に挿入した。

【所蔵機関・初演情報の出典の省略記号(表1～3共通)】

(書籍の場合、巻数は記号のあとに、数字であらわした)

\*西岩=西尾市岩瀬文庫 \*急=大東急記念文庫 \*旧東=旧東京大学所蔵(焼失) \*東北=東北大学附属図書館 \*天=天理大学附属天理図書館 \*霞=東京大学総合図書館霞亭文庫 \*黒=東京大学教養学部黒木文庫 \*赤=大阪大学附属図書館赤木文庫 \*東芸=東京芸術大学附属図書館 \*早=早稲田大学図書館 \*演=早稲田大学演劇博物館 \*国=国立国会図書館 \*群=新群書類従 \*洋=東洋文庫 \*研=国文学研究資料館 \*研三=国文学研究資料館三井文庫旧蔵資料 \*筑=筑波大学附属図書館 \*広文=広島文教大学附属図書館沖森文庫 \*東駒=東京大学駒場図書館 \*東国=東京大学文学部国文学研究室 \*東総=東京大学総合図書館 \*矢=矢口丹波記念文庫 \*ケンブリッジ=ケンブリッジ大学図書館 \*都=東京都立中央図書館 \*阪=大阪大学附属図書館 \*慶=慶應義塾図書館 \*香=香川大学図書館神原文庫 \*英図=大英図書館 \*東博=東京国立博物館 \*京=京都大学附属図書館 \*内閣=国立公文書館内閣文庫 \*宮県=宮城県図書館 \*英博=大英博物館 \*古=古浄瑠璃正本集 \*金=金平浄瑠璃正本集 \*典=古典文庫(吉田幸一) \*正近=正本近松全集(勉誠社) \*近=「近松門左衛門浄瑠璃本奥付変遷一覧表」(『近松浄瑠璃善本集成』第1巻、クレス出版) \*加=古浄瑠璃正本集加賀掾編 \*絵=絵入浄瑠璃史 \*稀=新編稀書複製会叢書 \*DB=新日本古典籍総合データベース(国文学研究資料館) \*歌=新版歌舞伎事典(平凡社)

表2 江戸の鶴喜の出版

	書名	刊記-板元	刊記-所在地	刊記-刊年	所蔵	備考
ア	武家百人一首	鶴屋[欠]衛門		寛文12年 孟春吉日 (1672)	研	
イ	源氏小鏡	鶴屋喜右衛門	江戸大伝馬 町三丁目	延宝3年 弥生吉辰 (1675)	早 (文庫 30A 0025)	
ウ	江戸雀	鶴屋喜右衛門	江戸大伝馬 三丁目	延宝5年 仲[空白]日 (1677)	国	
エ	本朝美人鑑 ((絵/入)本 朝美人鑑)	鶴屋喜右衛門	江戸大伝馬 町三丁目	貞享4年 2月吉日 (1687)	国	西村利右衛門 と相板。
オ	はなし大全 (新板はなし 大全)	[削除]屋喜 右衛門	江戸大伝馬 三丁目	貞享4年 正月吉日 (1687)	急・香	削って板行は 元禄以降か。香 は下巻のみ。
カ	おぐり物語	[削除]屋喜 右衛門			国	削って板行は 元禄以降か。
キ	獣太平記 ((新/板)獣 太平記)	[削除]喜右 衛門		寛文9年 (1669) 稀2 解説による	洋	削って板行は 元禄以降か。
ク	(今極道中付 ゑ入)	本問屋喜右 衛門	江戸大てん ま三丁目	元禄3年 正月吉日 (1690)	英図	「元禄三未正月 吉日」となっ ているが、元禄三 年は午。
ケ	黒小袖浅黄 帷子	本問屋喜右 衛門	江戸大伝馬 三丁目	元禄4年 5月吉祥日 (1691)	国	
コ	追加太平記	本問屋喜右 衛門 ☆題簽:[欠] /●(鶴紋?) /三丁目	江戸大伝馬 町三丁目	宝永4年 正月吉日 (1707)	東国	焼失した古鞆 文庫の一之巻 が同じ題簽(古 7解題)。

サ	[甲陽軍／艦二卷]都の於山吉野狂女	本問屋喜右衛門	江戸大伝馬三町目	宝永6年正月吉日(1709)	黒	
シ	追加太平記	本問屋喜右衛門	江戸大伝馬町三丁目	宝永7年正月吉日(1710)	赤	江戸大伝馬町三町目は巻一、巻二と三は大伝馬三町目、巻四と五は江戸大伝馬三町目、巻六は大てんま三丁目、巻七は大てんま三町目。
ス	あべの清明神変の占	鶴や喜右衛門	大伝馬三町目	正徳3年正月吉日(1713)	霞	
セ	日向かけきよ([新／板]人丸姫れんほの縁 全)	鶴屋喜右衛門	大伝馬三丁目	正徳5年正月吉日(1715)	霞	

\* 刊記の刊年が実際の板行とは違うと思われる場合は※を付した。

表3 本問屋の出版

	書名	板元－所在地	板元	推定	刊年	所蔵	備考
A	きをんの本地	油町	本問屋	舩屋	寛文初中期	京	刊年は古5解題による。
B	山名神南合戦	油町	油町／本問屋	舩屋	寛文9年正月吉日	東北	本問屋は題簽、舩屋は刊記
C	(新編塵劫記)	通油町	本問屋	山形屋	寛文9年仲春吉旦(1669)	東北	東北大学デジタルコレクションのタイトルは「新板塵劫記」

D	わたさかもり	通油町	本問屋	山形屋	寛文9年 9月吉日	黒	
E	あみだかん きん抄	通油町	本問屋	山形屋	寛文10年 卯月吉辰 (1670)	国	
F	古今軍艦	通油町	本問屋	山形屋	寛文10年 亥月吉旦	研	
G	しやかの御 本地	通油町	本問屋	山形屋	不明	京	
H	ゑほしをり	通油町	本問屋	山形屋	不明	国	
I	寛文御紋鑑	通油町	■(商標) 本問屋	山形屋	不明	国	■商標が参 cと同じ。
J	湊川物語	通油町	本問屋	山形屋	寛文延宝ごろ	天	刊年はDB による。
K	さくらの中将	通油町	本問屋	山形屋	寛文10年 正月吉日	内閣	
参 a	増補江戸鑑			山形屋	寛文12年 5月吉日 (1672)	研三	
L	義経記	大伝馬 三町目・ 通油町	鱗形屋・ 本問屋 (相板)	山形屋	延宝5年 仲春日 (1677)	宮県	
M	吉原恋の道引	通油町	本問屋	山形屋	延宝6年 清明日 (1678)	国	
参 b	〈江戸新版〉 鉄槌	江戸通 油町		山形屋	延宝7年 林鐘吉辰 (1679)	京	
N	[小倉百人一 首]	通油町	本問屋	山形屋	延宝8年 初夏 (1680)	国	
O	頼光あとも ろん	江戸大 伝馬三 町目	本問屋	鶴屋	寛文延宝ごろ	霞	刊年は霞の 書肆情報に よる。

参 c	女歌仙新抄		山形屋／ ■(商標)		天和2年 正月吉日 (1682)	天	
P	狂歌たび枕	江戸お やち橋	本問屋／ 酒田屋		天和2年 初秋上旬 (1682)	国	
参 d	(御江戸鑑)	通油町	山形屋		貞享3年 (1686)	研三	
Q	庭訓往来	江戸大 伝馬／ 三丁目	本問屋	鶴屋	貞享5年 5月吉日 (1688)	筑	
R	(今極道中付 ゑ入)	江戸大 てんま 三丁目	本問屋喜 右衛門	鶴屋	元禄3年 正月吉日 (1689)	英園	
S	黒小袖浅黄 帷子	江戸大 伝馬三 丁目	本問屋喜 右衛門	鶴屋	元禄4年 5月吉祥日 (1691)	国	
参 e	屏風掛物絵鑑	通油町	山形屋		元禄14年 正月吉日 (1701)	英博	
T	追加太平記	江戸大 伝馬町 三丁目	本問屋喜 右衛門	鶴屋	宝永4年 正月吉日 (1707)	東国	
U	[甲陽軍／艦 二卷]都の於 山吉野狂女	江戸大 伝馬三 丁目	本問屋喜 右衛門	鶴屋	宝永6年 正月吉日 (1709)	黒	
V	追加太平記	江戸大 伝馬町 三丁目	本問屋喜 右衛門	鶴屋	宝永7年 正月吉日 (1710)	赤	

\*板元が「本問屋」でも、町名がないものは省略した。

\*「本問屋」とは記載されていないが、関係があるものについては、「参+小文字アルファベット」の記号とした。

\*R・S・T・U・Vは、表2と重複。